



## 組合公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第83条第1項の規定により、泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の縦覧を実施するので公告する。

なお、施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び参加組合員は、権利変換計画について意見のあるときは、同法第83条第2項の規定に基づき、縦覧期間内に、施行者に意見書を提出することができる。

平成31年1月29日

泉町1丁目北地区市街地再開発組合  
理事長 宇野 光



- 縦覧開始日 平成31年1月30日（水）
- 縦覧場所 泉町1丁目北地区市街地再開発組合  
水戸市泉町2丁目3番2号 中央ビル6階 会議室
- 縦覧期間 平成31年1月30日（水）から平成31年2月13日（水）まで  
ただし、土・日曜、祝日は除く。
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 意見書の提出期間 平成31年1月30日（水）から平成31年2月13日（水）まで  
なお、郵送による場合は上記期間内の消印有効とする。
- 意見書の提出先及び提出方法 泉町1丁目北地区市街地再開発組合事務局  
〒310-0026 水戸市泉町2丁目3番2号 中央ビル6階  
持参または郵送による。
- 連絡先 泉町1丁目北地区市街地再開発組合  
事務局 鯉渕、伊藤  
電話 029-222-5855